

平成21年1月1日作成

介護保険 訪問介護 生活援助算定フローチャート

宮古島市版

作成：

- 宮古島市介護長寿課
- 宮古地区ケアマネ連絡会

本資料の目的と特徴

- 現在、生活援助サービス算定については、適正化の為の「全体への制限」と、それにより一律で判断されることのない「個別への緩和」が両立されなければならない状況となっています。とても難しい課題ですが、宮古島市の介護保険に携わる全ての方々が、「共通の解釈と基準」を持つことができれば、宮古島市にとってよりよい介護保険の実現、「制限と緩和」の両立につながると思います。本資料は、その「共通の解釈と基準」の具体的なものとして、宮古島市と宮古地区ケアマネ連絡会の協働で作成されました。
- 本資料については、宮古島市と宮古地区ケアマネ連絡会により、継続的に評価・見直しが行われています。本資料に関するご意見やご質問等あれば、お気軽にご連絡下さい。
- 本資料は、「ケアマネージャーによる適切なアセスメントにより、生活援助サービス利用が必要と判断されている」という前提の下に適用される資料です。上記に対象外の方やプランには使用・活用されません。

目 次

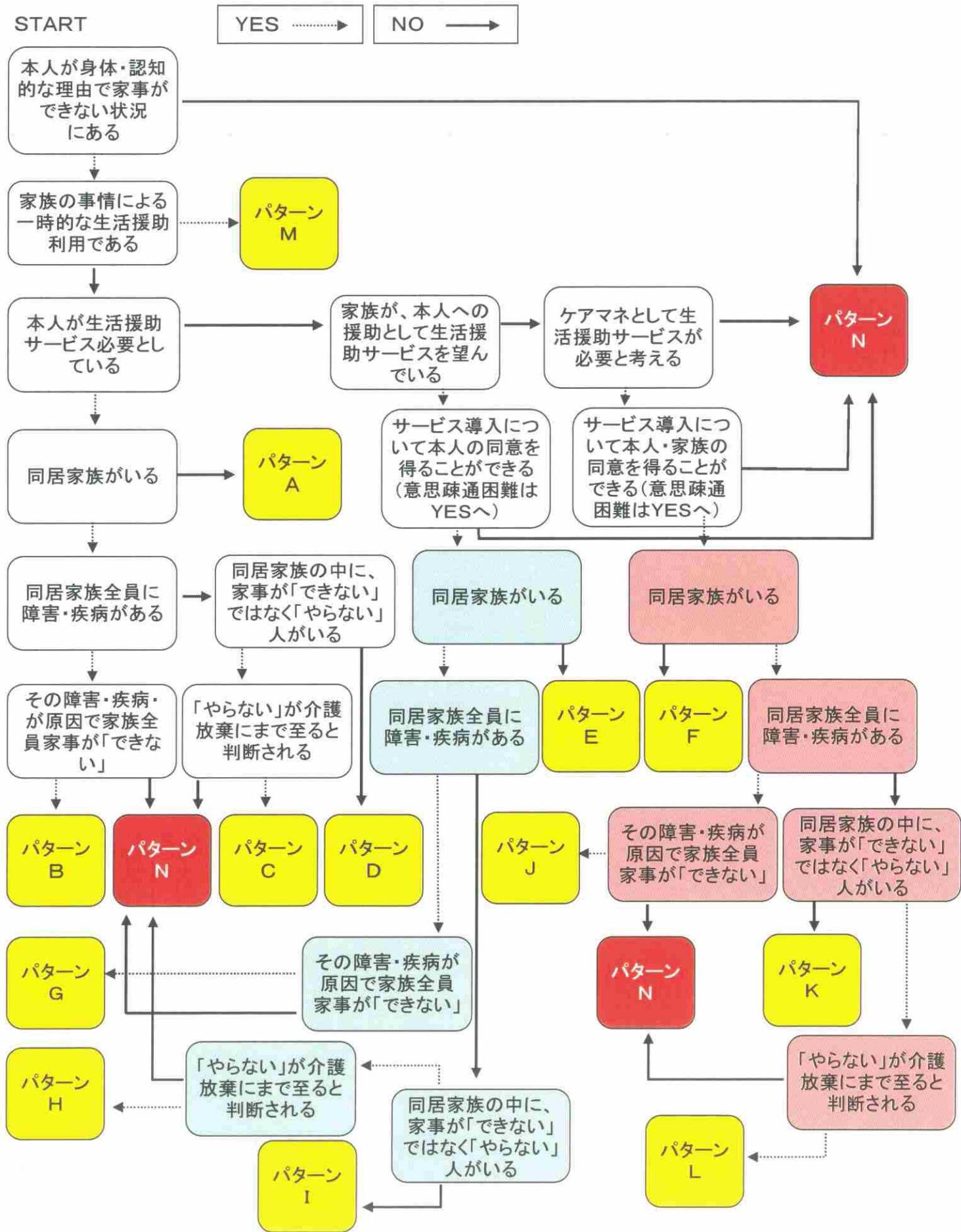
- 1. 生活援助算定フローチャート ······ 3P
 - パターン表 ······ 5P
- 2. 生活援助算定確認シート ······ 18P
 - 確認シート（案） ······ 19P
- 3. 生活援助算定不可事例 ······ 20P
- 4. 生活援助サービスに係る根拠条文集 ··· 24P
- 5. 「宮古島市介護保険生活援助サービス給付費算定に係る基準を定める要綱」 ······ 39P

1. 生活援助算定フローチャート

□アセスメントの結果、「生活援助サービスが必要である」と判断された場合、このフローチャートに従ってパターン分析を行い、後述のパターン表にて算定の可否を決定して下さい。

算定確認フローチャート

●前提として、「要支援・要介護認定者である」ことを確認



パターンA

： 介護報酬算定OK

○パターンAの方は「本人が生活援助サービスを望み、同居家族がいない方」です

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、独居には特に制限等ありませんので、要介護（支援）者であれば、算定はできますが、プラン及び提供内容について具体的な根拠が示される様、しっかりとプラン等を記載して下さい。
- (2) 上記③及び④について、しっかりとアセスメントし、長期・短期目標を明確に示しましょう。また経過記録に、目標に対しての進捗状況等も記載しておきましょう。
- (3) 別居家族でも協力者がいるのであれば、その方の役割等も具体的に記載しましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンAの方については、全ての生活援助サービスについて算定が想定されます。

3. 本人について

- (1) 本人が望んでいるので、ある程度の理解力はあるものと思われます。また、給付外のサービス提供の要求等あるケースもあるとも思われます。上記②及び⑤について根気強く説明し、しっかりと本人及び家族に理解してもらうことが大切です。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) 別居家族がいる場合、その方の協力も重要となってきますので、介護資源としてアプローチできる体制を作つておきましょう。

パターンB

：介護報酬算定OK

○パターンBの方は「本人が生活援助サービスを望み、同居家族が障害・疾病等により家事を行うことができない方」です

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、どの様な障害・疾病（要介護状態等含む）の為に、どの様な家事行為が行えないかをプラン等に記載していることが条件です。
- (2) 上記③及び④について、しっかりとアセスメントし、長期・短期目標を明確に示しましょう。また経過記録に、目標に対しての進捗状況等も記載しておきましょう。
- (3) 障害がある方でも、その家庭の構成員である限り、本人の為にできること等を記載しておきましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンBの方については、全ての生活援助サービスについて算定が想定されます。ただし、同居の方が介護保険の要介護（要支援者）で、サービス受給者でない場合、サービス受給は本人限定となります。同居家族の方への給付算定は出来ません。

3. 本人について

- (1) このパターンにおいては、本人が同居者の世話や介護を行っているケース等あると思われます。上記③と④について、現状維持・改善と本人負担軽減のバランスをとりながらのサービス利用が大切です。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) 同居家族が障害・疾病によるものである場合でも、2-(1)の通り同居家族の方へのサービス提供はできませんので、その旨を本人・家族にきちんと伝えましょう。
- (2) 同居家族の方が障害・疾病を抱えている場合、障害福祉課等との関わりもあると思われます。様々な場合に対応できるように、連絡体制を整えておきましょう。

○パターンCの方は「本人が生活援助サービスを望み、家事をおこなうことができる同居家族はいるが、家族間の事情により、その同居家族からの支援を得ることができない方」です（介護放棄等）

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

（※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。）

- (1) 上記①について、どの様に、どの程度その同居家族に働きかけを行った（あるいは行っている）かを記録していることが条件です。また、保険者がその事実や内容を本人や家族に確認することができます。
- (2) 上記③及び④について、しっかりとアセスメントし、長期・短期目標を明確に示しましょう。また経過記録に、目標に対しての進捗状況等も記載しておきましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンCの方については、一般的な調理、配下膳サービスや買い物・薬の受け取りサービス、本人の清潔保持に係るサービス算定が想定されます。
- (2) 掃除サービス利用については、基本的には算定できません。（喘息の方等、想定される場合もあります。）

3. 本人について

- (1) 本人が望んでいるので、有る程度の理解力はあるものと思われます。また、算定外のサービス提供の要求等あるケースもあるとも思われます。上記②及び⑤について根気強く説明し、しっかりと本人及び家族に理解してもらうことが大切です。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合、同居の家族の方と話しをすることや、理解を求めるなどとても難しいと思われます。しかし、継続的に働きかけることが必要です。1-(1)で示すように、働きかけに関する内容や、それを受けた変化の経過等、具体的に記録しておきましょう。
- (2) 別居の家族がいるのであれば、その方々との連携の強化、家族間の問題解決のキーとしての活用を図りましょう。また、虐待に至るケースも見込まれると思います。包括支援センターや虐待ネットワークに相談し、体制を整えておきましょう。

○パターンDの方は「本人が生活援助サービスを望み、家事をおこなうことができる同居家族はいるが、家事を行えないやむを得ない事情がある方」です
(就労による日中独居等)

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、その「やむを得ない事情」がどういった内容であるのか、その事情の為に、どの家事を行うことができないのかを、プラン等に明確に記載することが条件です。
- (2) このパターンの場合は、家族への「負担軽減」という面から、サービス算定をお願いされることも想定されます。しかし、本人が「迷惑をかけたくない」ということであったり、「今まで自分が行っていて、外に誰もやったことがないから」ということは「負担軽減」の範囲に入りません。「負担軽減」を理由にする場合、本人及び家族と充分に話し合い、どういった行為がどういった面から過剰負担となっているのか、また、その外に行っている支援にはどんなものがあるのかを、記載・記録している必要があります。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンDの方については、一般的な調理、配下膳サービス算定が想定されます。
- (2) 食事やその他家事を全て家族が賄っている場合、家族の負担軽減としての掃除サービス算定が認められるケースもあります。ただし、本人の居室のみで、共用トイレや、風呂場は対象外です。

3. 本人について

- (1) 本人が望んでいるので、有る程度の理解力はあるものと思われます。また、給付外のサービス提供の要求等あるケースもあるとも思われます。上記②及び⑤について根気強く説明し、しっかりと本人に理解してもらうことが大切です。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合、本人及び同居家族の介護保険制度に関する理解等が重要になります。3-(1)に関する事は家族にも言えます。家族にも同様に、②と⑤についてきちんと説明し、理解してもらいましょう。
- (2) 上記③と④について、本人の現状維持・改善と家族介護負担軽減のバランスをとりながらのサービス利用が大切です。

○パターンEの方は「別居家族が生活援助サービスを望み、同居家族がいない方」です

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、独居には特に制限等ありませんので、要介護（支援）者であれば、算定はできますが、プラン及び提供内容について具体的な根拠が示される様、しっかりとプラン等を記載して下さい。
- (2) このパターンの場合は、上記③及び④について、しっかりとアセスメントし、長期・短期目標を明確に示すことが必要です。特に、短期目標に対しての支援等が重要となりますので、モニタリングを充実させ、「何がどのように変化したのか」を詳細に記載しましょう。
- (3) 別居家族でも本人に対してサービス利用を提言してくれる協力者がいるので、その協力者も家族の一員としての役割を明確にプラン上に位置づけましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンEの方については、全ての生活援助サービスについて算定が想定されます。
- (2) 別居家族でもできる家事行為等は協力を仰ぎ、本人との関わりを継続的に持つてもらうことが大切です。買い物代行等の援助であれば、行ってもらえる場合もありますので、色々と提案してみましょう。

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人は「できる」といっているが本当は「できない」ケース等あると思われます。しかし、上記③と④について熟考し、状態や状況の維持・改善を行っていくことが大切です。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合、「家族が心配しすぎている」ケース等あると思われます。上記②～⑤についてアセスメントをしっかりと行い、サービス利用に適正でないと判断される場合は、その旨をきちんと本人・家族に伝えましょう。

○パターンFの方は「ケアマネが必要と考える方で、同居家族がいない方」です。

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 支援専門員からの提案として、生活援助を位置づける場合、詳細な理由と支援方法の意図、その後の経過記録や改善点、変化点、記録に対するプラン維持・変更の調整と記録等、「生活援助による支援をどの様に行い、どの様に本人の状態・状況等に関わっていったか」が分かる様に関係書類を整備しておくことが条件です。特に、「本人の負担軽減」という視点からの提案の場合は、上記④に関しての重要事項となりますので、ご留意ください。
- (2) 誰か支援者や介護資源があるのであれば、その内容や役割等もプラン上に位置づけましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンFの方については、全ての生活援助サービスについて算定が想定されます。ただし、支援専門員としての責任が大きく、②～⑤の実践が確認されない場合、及び上記1－（1）について示されていない場合は、給付算定されていれば返戻対象となりますので、しっかりと行ってください。

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また本人や家族、キーパーソン等に説明することは他のパターンと変わりません。1－（2）を確実に行い、支援を行ってください。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合、様々な家族状況であるケースが考えられます。家族についても3－（1）に準じます。

○パターンGの方は「同居、もしくは別居家族が生活援助サービスを望み、同居家族が障害・疾病等により家事を行うことができない方」です

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、どの様な障害・疾病（要介護状態等含む）の為に、どの様な家事行為が行えないかをプラン等に記載していることが条件です。
- (2) 同居にしろ別居にしろ望んでくれる家族がいれば、ある程度の支援や協力は行ってくれると思われます。本人、またその家族の為の支援・協力内容を話し合い、プラン等に位置づけましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンGの方については、全ての生活援助サービスについて利用が想定されます。ただし、同居の方が介護保険の要介護（要支援者）で、サービス受給者でない場合、サービス受給は本人限定となります。同居家族の方への給付算定は出来ません。

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また本人や家族、キーパーソン等に説明することは他のパターンと変わりません。特に2-(1)の説明と実践が重要になってきますので、本人への支援、介護保険給付範囲をきちんと区切っておくことが必要です。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) 「望んでいる」家族が別居家族の場合、その家族はその同居家族への支援や体制の整備等も行わなければならない状態にあると思われます。その同居家族の状態によって、担当機関が異なってきますので、福祉に携わる者として、担当機関を把握し、助言等行える体制等を整えておきましょう。

○パターンHの方は「同居、もしくは別居家族が生活援助サービスを望み、家事をおこなうことができる同居家族はいるが、家族間の事情により、その同居家族からの支援を得ることができない方」です（介護放棄等）

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

（※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。）

- (1) 上記①について、「望んでいる」家族及び支援専門員が、どの様に、どの程度その「行わない」同居家族に対し、働きかけを行った（あるいは行っている）かを記録していくことが条件です。また、保険者がその事実や内容を本人及び家族に確認することができます。
- (2) 介護放棄や虐待まで至るのであれば、地域包括支援センターや関係機関への連絡も行わなければなりません。記録等が後々重要になる場合もありますので、支援経過記録等に、連絡の記録を詳細に記録しておきましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンHの方については、一般的な調理、配下膳サービスや買い物・薬の受け取りサービス、本人の清潔保持に係るサービス算定が想定されます。
- (2) 掃除サービス利用については、基本的には算定できません。（喘息の方等、想定される場合もあります。）

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また本人、キーパーソン等に説明することは他のパターンと変わりません。また、状況に応じて、包括支援センターや警察、虐待ネットワークの活用等必要となる為、連絡・連携体制を整えておきましょう。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合、同居の家族の方と話しをすることや、理解を求めるなどとても難しいと思われます。しかし、継続的に働きかけることが必要です。1-(1)で示すように、働きかけに関する内容や、それを受けた変化の経過等、具体的に記録しておきましょう。また、「望んでいる」家族にこそ家族間のキーとして調整の意識と役割を持たせることが重要です。
- (2) このパターンの場合は、家族間の調整や、虐待の可能性としての対応機関との調整など、多くの支援体制を整えなければなりません。「望んでいる」家族や各種機関を活用していくことが重要です。

パターン I

： 介護報酬算定OK

○パターン I の方は「同居、もしくは別居家族が生活援助サービスを望み、家事をおこなうことができる同居家族はいるが、家事を行えないやむを得ない事情がある方」です

(就労による日中独居等)

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、その「やむを得ない事情」がどういった内容であるのか、その事情の為に、どの家事を行うことができないのかを、プラン上に明確に記載することが条件です。
- (2) このパターンの場合、家族の「負担軽減」という面から、サービス算定をお願いされる場合があります。「負担軽減」を理由にする場合、本人及び家族と充分に話し合い、どういった行為がどういった面から過剰負担となっているのか、また、その外に行っている支援にはどんなものがあるのかを、詳細にプラン上へ記載する必要があります

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターン I の方については、一般的な調理、配下膳サービス算定が想定されます。
- (2) 食事やその他家事を全て家族が賄っている場合、家族の負担軽減としての掃除サービス算定が認められるケースもあります。ただし、本人の居室のみで、共用トイレや、風呂場は対象外です。

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また本人や家族、キーパーソン等に説明することは他のパターンと変わりません。パターン Iにおいては特に、上記②と⑤について徹底し、説明と実践を行って下さい。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合、本人及び同居家族の介護保険制度に関する理解等が重要になってきます。家族から給付対象外のサービス算定をお願いされる場合も想定されます。上記②と⑤の説明をしっかりと行うことが重要です。
- (2) 「望んでいる」家族が別居家族の場合、同居している家族への配慮や確認が重要となってきます。連携不足により、家庭内の環境が悪化してしまうケース等報告されていますので、きちんと同居家族も交えた話し合いや会議等を持ちましょう。

パターンJ : 介護報酬算定OK

○パターンJのかたは「ケアマネが生活援助サービスを必要だと考え、同居家族が害・疾病により家事を行うことができない方」です

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかり踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

(1) 支援専門員からの提案として、生活援助を位置づける場合、詳細な理由と支援方法の意図、その後の経過記録や改善点、変化点、記録に対するプラン維持・変更の調整と記録等、「生活援助による支援をどの様に行い、どの様に本人の状態・状況等に関わっていったか」が分かる様に関係書類を整備しておくことが条件です。特に、「本人の負担軽減」という視点からの提案の場合は、上記④に関しての重要事項となりますので、ご留意ください。

2. 想定される生活援助サービス内容

(1) パターンJの方については、全ての生活援助サービスについて利用が想定されます。ただし、同居の方が介護保険の要介護（要支援者）で、サービス受給者でない場合、サービス受給は本人限定となります。同居家族の方への給付算定は出来ません。

3. 本人について

(1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また本人や家族、キーパーソン等に説明することは他のパターンと変わりません。特に1-(1)の実践、及び2-(1)の説明と実践を行って下さい。

4. 家族やその他関係機関について

(1) このパターンの方に別居家族がいるなら、その家族はその同居家族への支援や体制の整備等も行わなければならない状態にあると思われます。その同居家族の状態によって、担当機関が異なってきますので、福祉に携わる者として、担当機関を把握し、助言等行える体制等を整えておきましょう。

パターンK

： 介護報酬算定できない

○パターンKの方は「ケアマネが生活援助サービスを必要だと考え、家事を行うことができる同居家族はいるが、家事を行えないやむを得ない事情がある方」です

①報酬を算定することは基本的にできません。

→ 本人も家族も望んでいないのであれば、「やむを得ない事情がある」場合においても、何らかの資源等によって問題を解決している場合がほとんどであると思われます。そういう家庭にヘルパーを入れる必要はありません。

余程のことがない限り、このパターンは算定できません。もしもこのパターンに行き着き、ケアマネとしてやはり必要であると考えるのであれば、保険者へ連絡・及び相談等行って下さい。

パターンN

： 介護報酬算定できない

○パターンNの方は「生活援助算定却下」です。

①報酬を算定することはできません。

→ なぜサービス算定できないのかを本人・家族・キーパーソン等に具体的に説明しましょう。また、このパターンに至った場合にも、日常生活支援の観点をきちんと持つことが必要です。代替策の助言や提案等、きちんと行わなければなりません。

○パターンLの方は「ケアマネが生活援助を必要だと考え、家事をおこなうことができる同居家族はいるが、家族間の事情により、その同居家族の支援を得ることができない方」です（介護放棄等）

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかりと踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

（※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。）

- (1) 上記①について、支援専門員が、どの様に、どの程度その「行わない」同居家族に対し、働きかけを行った（あるいは行っている）かを記録していることが条件です。また、保険者がその事実や内容を本人及び家族に確認することができます。
- (2) 介護放棄や虐待まで至るのであれば、地域包括支援センターや関係機関への連絡も行わなければなりません。記録等が後々重要な場合もありますので、支援経過記録等に、連絡の記録を詳細に記録しておきましょう。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンLの方については、一般的な調理、配下膳サービスや買い物・薬の受け取りサービス、本人の清潔保持に係るサービス算定が想定されます。
- (2) 掃除サービス利用については、基本的には算定できません。（喘息の方等、想定される場合もあります。）

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また本人、キーパーソン等に説明することは他のパターンと変わりません。また、状況に応じて、包括支援センターや警察、虐待ネットワークの活用等必要となる為、連絡・連携体制を整えておきましょう。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) このパターンの場合は、家族への働きかけ、支援はもちろん、その他様々なことで、他のパターンよりも多くの負担がかかってくることが想定されます。虐待ネットワークや、地域包括支援センター、保健所や保険者等様々な関係機関と連携を取れる体制を整えておきましょう。また、何らかの時に対応が取れる様に、本人及び家族、関係機関との話し合いの内容等を詳細に記録しておきましょう。

○パターンMの方は「家族の事情による短期での生活援助サービス利用」です

- ①報酬を算定することは基本的にOKです。
- ②生活援助は単なる家事代行サービスではないことをしっかり踏まえましょう
- ③生活援助サービスで賄おうとしている家事行為について、本人及び家族が一部分でも工夫すればできる、またできそうなことはありませんか。その点を見極めましょう。
- ④本人ができる、又はできるようになる可能性がある生活行為をサービスで賄うことで、ADLやIADLの低下を招かないようにすることが大切です。
- ⑤生活援助サービス提供内容は、老計第10号・老振第76号に照らして、介護保険給付サービスとして適切でなければなりません。

基 本

1. プラン等への記載について

(※プラン等とは、他にアセスメント表、支援経過記録やその他書類等を指します。)

- (1) 上記①について、具体的な使用日数・月数及び算定サービス内容を記載することが条件です。

2. 想定される生活援助サービス内容

- (1) パターンMの方については、全ての生活援助サービスについて算定が想定されます。ただし、利用日数及び月数と照らし合わせて、算定サービス内容が適切でないと判断される場合は、返戻対象となり得ますので、ご留意下さい。（例：3日間程度家族が家を空ける状態に対し、掃除サービスの提供等）

3. 本人について

- (1) このパターンの場合、本人状態については様々なケースが考えられます。しかし、上記②～⑤について実践すること、また、説明することは他のパターンと変わりません。

4. 家族やその他関係機関について

- (1) 1-(1)に示される日数・月数が経過すればサービス算定が終了すること、及び2-(1)に照らし合わせたサービス算定しかできないことをきちんと家族に説明しておくことが必要です。

2. 生活援助算定確認シート

□「1.」上にて、算定可となり、保険給付を請求することが決定された場合、確認シートを整備する必要があります。シートの様式案を載せておきます。様式は自由ですが、示してある記載項目は全て盛り込んで下さい。

生活援助算定確認シート

パターン種類		居宅事業所名:
--------	--	---------

被保険者番号		要介護度		家族構成数(本人含)	
被保険者氏名		生年月日	年 月 日	家族構成内訳	
被保険者住所				TEL	

生活援助 サービス種類 (詳細に)	
-------------------------	--

本人がその家事を 行えない理由	
--------------------	--

同居家族がその家 事を行えない理由	
----------------------	--

その他特筆すべき事 項(本人・家族が頑 張っていることや、同 居家族以外の方の こと、今後の目標や 追加になりそうな サービス等etc…)	
---	--

3. 生活援助算定不可事例

□ 給付費算定不可となった事例を載せてています。フローチャート上では「算定OK」となる事例もありますが、アセスメント等が不十分の場合その限りではありません。これらのケースを充分に考慮し、ご参考ください。

算定不可事例 1

本人の状態

→ 74歳女性。主に下肢筋力の低下にて立ち上がりや歩行等のADLに支障をきたしている。歩行は基本的に室内のみ。移動は1点歩行杖と手すり使用にて行え、自立。認知症なし。排泄行為自立。要介護1。

同居家族の状態

→ 長男。49歳男性。身体・精神面ともに問題なし。日中は仕事に行っており、その時間帯に係る本人に対する援助はできない。また、普段も家を空けることが多い。

生活環境

→ 二人暮らし。二階建ての家となっており、二階部分に長男が居住。トイレは1階にも2階にもある。住宅改修にて風呂場とトイレの段差解消あり。本人は1階のトイレのみ使用。長男は主に2階のトイレのみ使用。日中独居ということであるが、本人、食事は自分で賄える。洗濯等は長男が行っている。

利用希望サービス

→ 掃除サービスを本人が希望（本人居室、トイレ、風呂）。週1回。アセスメント上において、「本人は掃除ができず、長男も掃除に関して協力的でない。」という判断から、プランに位置づけられたものである。

算定不可理由

→ まず、平成12年老振第76号に照らし、掃除サービス提供箇所において、共有部分である風呂場は算定対象外となる。占有部分である本人居室及びトイレは掃除サービス提供箇所として算定対象であるが、これは平成12年老振第76号のみの該当項目。平成12年厚生労働省告示第19号に照らして、「本ケースにおける掃除サービス提供」に関する総括的な解釈は以下となる。

→ 「日中独居」という状態は、同居家族がいる場合においても、「生活援助サービス提供の必要性は否定できない」との見解ではあるが、本ケースの場合、利用希望サービスである「掃除」のアセスメント上の位置付けが、『汚染や疾患に伴う短期間に必要な「掃除』ではなく、『日常の生活における中長期間的に必要な「掃除』』であると判断される。従って、占有部分と判断される本人の居室及びトイレに係る掃除であっても、その性質を鑑みた場合、長男が行うべきものである、また行えるものであると考えられ、「日中独居」が本ケースの状況、及び利用希望サービスに係る「家族が家事を行うことのできない理由」として妥当で無い為、算定不可となる。

算定不可事例 2

本人の状態

→ 81歳女性。ADLは全体的に若干の低下があるが、基本的には自立。認知症あり。夫の声掛け・見守り等の介助があって生活できている。要介護2。介護者の負担に感じる問題行動は「ひどい物忘れ」。

同居家族の状態

→夫。82歳男性。身体面、及び認知面に関し、ほぼ自立。要支援1。利用サービスなし。家事や本人の世話等すべて行っている。最近下肢筋力及び体力に衰えを感じてきている（周囲が）。

生活環境

→二人暮らし。キーパーソンは島内在住の長女。週1回買い物をしてしてくれる。本人に認知が出現し、現在のような生活状況を送るようになって3年目。

利用希望サービス

→掃除サービス（家全般）週1回と、食事サービス（昼ご飯）週3回。夫の介護負担等を考えての長女による希望。アセスメント上において、「本人は掃除・及び食事作りができない状況。また、夫も衰えてきており、「介護負担を掛けすぎない」という観点、また「夫はいつも同じような食事ばかり作っているので、週3回でも、バランスの取れた食事の提供を図る。」という観点からプランに位置づけられたものである。

算定不可理由

→平成12年老企第36号より、「複数の要介護者（要支援者含む）がいる世帯」に対して、生活援助サービスの同時提供は認められている。従って、本ケースにおいて利用希望サービスの内容である「二人分の食事作り、家全般の掃除」自体は算定対象となるものであるが、指定居宅介護支援基準に照らし合わせて、以下の解釈となる。

→居宅介護（予防）支援計画は、利用者の置かれている状況や環境を総合的に分析し、作成されるべきものとなっている。本ケースの場合、「家事に関しての支援は特に夫に関係する」という現状がある。その課題解決の為に、本人のプラン上にて、『夫は加齢によるADLの低下の為、該当家事について「負担が大きい、また行えない』』、と判断しての生活援助サービス導入は適切ではなく、まず「夫が継続して家事を行えるような環境を整備していく」という日常生活支援の観点を持った判断をすることこそが、最も望ましい。従って、希望サービスの具体的な内容に言及する以前に、「まず状況に関して地域包括支援センターの担当専門員と協議し、本人・夫を交えての担当者会議等を行うことが必須である」と判断され、それを行わないサービス利用は算定不可となる。

算定不可事例 3

本人の状態

→ 68歳男性。弱視。障害手帳視力2級所持。視力の低下発症は20年以上前に及ぶ下肢筋力の低下若干あり。要介護2。認知面はたまに物忘れが見られる程度。

同居家族の状態

→なし。

生活環境

→独居。最近妻が亡くなった。家事全般を妻が行っていた。家の中では勝手が分かるため、移動や入浴、排泄等に係る身体的な介助等は必要ない。室内は全て段差解消あり。
→現在のキーパーソンは島内に住む長女。妻が亡くなつてからは、食事作りや差し入れなどを毎日行つてきたが、今後も同じ事を続けることは不可能であるとのことで、サービス利用を希望している。

利用希望サービス

→週6回（日曜を除く）の食事サービス（昼食と夕食の作り置き）と週1回の掃除、洗濯。アセスメント上において、「視覚障害2級所持にて、本人に家事全般は行うことができないと判断される。現在のままでは長女の負担が大きい為、とりあえずサービスを導入し、様子を見て、必要があればサービスを変更していく」との観点からプランに位置づけられたものである。

算定不可理由

→独居の方に対しては、「本人ができない」と判断されるのであれば、特に制限は設けられていない為、本ケースは算定対象となるものであるが、居宅介護支援基準第6号及び平成11年厚生省令第37号第4条に照らして、以下の解釈となる。

→本ケースにおいては、「アセスメント」に関し、「算定不可」と判断されるものである。「視力障害2級」であつても、本人は家の中の生活において、何の介助も受けておらず、自立される。また、「夕食の作り置き」に関し、「温める」という行為も行える。これらを見た場合、まずは「一緒に行う」面からのサービス導入を行い、モニタリングを充実させて、プランに反映させていくという判断が最も妥当であると思われる。このアセスメントでは、「本人の有する能力」及び「解決すべき課題」に関する把握が不十分であり、「本人は家事ができない」ではなく、「本人は家事をやつたことがない」と分類される。また、これらに関する把握が行えていないままのサービス利用が習慣化されれば、本人の意識及び状態、居宅事業所の不適切な「評価・見直し」へつながることも懸念される。本ケースにおいては、『居宅介護支援基準第6号に記載される「課題分析」が不適切である』、及びそれに準じて「平成11年厚生省令第37号第4条に該当しない」と判断され、算定不可となる。

4. 生活援助サービスに係る 根拠条文集

□生活援助サービスに係る根拠条文や、厚生労働省からの通知を載せています。本資料に係る部分も多々ございま
すので、ご参考ください。

生活援助に係る根拠条文集

【介護保険法】

第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第8条

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第11項及び第19項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

第8条の2

2 この法律において「介護予防訪問介護」とは、要支援者であって、居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」という。）について、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、厚生労働省で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって、厚生労働省令で定めるものをいう。

※ 介護保険法施行規則 第5条

法第8条の第2項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要介護者（同項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要介護者の日常生活上必要なものとする。第17条の5において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の世話とする。

※ 介護保険法施行規則 第22条の3

法第8条の2第2項の厚生労働省令で定める日常生活上の支援は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事（居宅要支援者（同項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援者の日常生活上必要なものとする。第22条の19において同じ。）、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援者に必要な日常生活上の支援とする。

【平成11年3月31日 厚生省令第37号】

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」

第4条

指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

【平成18年3月14日 厚生省令第35号】

「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」

第4条

指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【単位数表(平成12年2月10日 厚生省告示第19号】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表

1 訪問介護費

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合	231単位
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	402単位
(3) 所要時間1時間以上の場合	584単位に所要時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間30分以上1時間未満の場合	208単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	291単位

注3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であつて、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であつて、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるもの）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

注5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位（249単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。

【平成12年3月1日 老企第36号】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

第2の1 (5) 複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ402単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。

第2の2 (2) 訪問介護の区分

訪問介護の区分については、身体介護が中心である場合（以下「身体介護中心型」という。）、生活援助が中心である場合（以下「生活援助中心型」という。）の2区分とされたが、これらの型の適用に当たっては、1回の訪問介護において「身体介護」と「生活援助」が混在するような場合について、全体としていずれかの型の単位数を算定するのではなく、「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に、30分を1単位として、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする（(3)に詳述）。この場合、身体介護のサービス行為の一連の流れを細かく区分しないよう留意すること。例えば、「食事介助」のサービス行為の一連の流れに配下膳が含まれている場合に、当該配下膳の行為だけをもってして「生活援助」の一つの単独行為として取り扱わない。

いずれの型の単位数を算定するかを判断する際は、まず、身体介護に要する一般的な時間や内容からみて、身体介護を構成する個々の行為を

- ① 比較的手間のかからない体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助（寝床から起こす介助）、就寝介助（寝床に寝かす介助）等の「動作介護」
- ② ある程度手間のかかる排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等の「身の回り介護」
- ③ さらに長い時間で手間のかかる食事介助、全身清拭、全身浴介助等の「生活介護」

に大きく分類することとし、その上で、次の考え方を基本に、訪問介護事業者は、居宅サービス計画作成時点において、利用者が選択した居宅介護支援事業者と十分連携を図りながら、利用者の心身の状況、意向等を踏まえ、適切な型が適用されるよう留意するとともに、訪問介護計画の作成の際に、利用者又はその家族等への説明を十分に行い、その同意の上、いずれの型かを確定することである。

- ① 身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら身体介護を行う場合
- ・ 主として「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合

（例）簡単な調理の後（5分程度）、食事介助を行う（50分程度）場合（所要時間30分以上1時間未満の身体介護中心型）

- ②生活援助中心型の所定単位数が算定される場合

- ・ 専ら生活援助を行う場合
- ・ 生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合

（例）利用者の居室から居間までの移動介助を行った後（5分程度）、居室の掃除（50分程度）を行う場合（所要時間30分以上1時間未満の生活援助中心型）。

なお、訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できない。

第2の2 (3) 1回の訪問介護において身体介護及び生活援助が混在する場合の取扱い

従来、身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行われる場合（以下「複合型」という。）については、1回の訪問介護につき、身体介護と家事援助のいずれが中心とも言いがたい場合も存在することから、利用者と事業者の間での混乱を避けるために設けられ、「身体介護中心型」、「家事援助中心型」の2区分のいずれかへの区分が困難な場合に適用されてきた。しかし、利用者の自立支援に資する観点から

適切にサービスが行われていないという指摘がある。

こうした現状を踏まえ、今回の見直しにおいては、「複合型」を廃止することとし、1回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、居宅サービス計画や訪問介護計画の作成に当たって、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を「身体介護」と「生活援助」に区分してそれに要する標準的な時間で位置付けることとし、30分を1単位として、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとする。なお、身体介護に生活援助を加算する方式となるが、実際のサービスの提供は身体介護の後に引き続き生活援助を行う場合に限らない。1回の訪問介護の全体時間のうち身体介護に要する時間を合計して判断するため、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

(例) 寝たきりの利用者の体位変換を行いながら、ベッドを整え、体を支えながら水差しで水分補給を行い、安楽な姿勢をとってもらった後、居室の掃除を行う場合(所要時間1時間以上1時間30分未満)。

[従来の取扱い] 複合型 1時間以上1時間30分未満を算定

[見直し後の取扱い] 「身体介護」に該当する行為がどの程度含まれるかを基準に以下のいずれかの組み合わせを算定

- ・ 身体介護中心型 30分未満(231単位)+生活援助加算 30分(83単位) × 2
- ・ 身体介護中心型 30分以上1時間未満(402単位)+生活援助加算 30分(83単位)
× 1

(この場合、身体介護中心型(30分未満又は30分以上1時間未満)と生活援助中心型(30分以上1時間未満)に分けて、それぞれ算定することはできない。)

第2の2(5)【注3】「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注3において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

【平成18年3月17日 老計(老振、老老)発第0317001号】

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

第2の2(1)【注1】介護予防訪問介護の意義について

注1の「介護予防訪問介護」については、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」の区分を一本化することとする。なお、対象となるサービスの範囲については、訪問介護と同じ取扱いとする。

第2の2(4) その他の取扱い

上記以外の基本的な取扱いについては、訪問介護の取扱方針に従うこととする。なお、通院等乗降介助については、算定されない。

【平成12年3月17日 老計第10号】

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

訪問介護の介護報酬については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日付厚生省老人保健福祉局企画課長通知)において、その具体的な取扱いをお示ししているところであるが、今般、別紙の通り、訪問介護

におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れを例示したので、訪問介護計画及び居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する際の参考として活用されたい。

なお、「サービス準備・記録」は、あくまでも身体介護又は生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、サービスに要する費用の額の算定にあたっては、この行為だけをもってして「身体介護」又は「生活援助」の一つの単独行為として取り扱わないよう留意されたい。

また、今回示した個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることを念のため申し添える。

(別紙)

1 身体介護

身体介護とは、①利用者の身体に直接接觸して行う介助サービス（そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む）、②利用者の日常生活動作能力（ADL）や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴つて必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。（仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要※となる行為であるということができる。）

※例えば入浴や整容などの行為そのものは、たとえ介護を要する状態等が解消されても日常生活上必要な行為であるが、要介護状態が解消された場合、これらを「介助」する行為は不要となる。同様に、「特段の専門的配慮をもって行う調理」についても、調理そのものは必要な行為であるが、この場合も要介護状態が解消されたならば、流動食等の「特段の専門的配慮」は不要となる。

1－0 サービス準備・記録等

サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

1－0－1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック

1－0－2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等

1－0－3 相談援助、情報収集・提供

1－0－4 サービス提供後の記録等

1－1 排泄・食事介助

1－1－1 排泄介助

1－1－1－1 トイレ利用

- トイレまでの安全確認→声かけ・説明→トイレへの移動（見守りを含む）→脱衣→排便・排尿→後始末→着衣→利用者の清潔介助→居室への移動→ヘルパー自身の清潔動作
- （場合により）失禁・失敗への対応（汚れた衣服の処理、陰部・臀部の清潔介助、便器等の簡単な清掃を含む）

1－1－1－2 ポータブルトイレ利用

- 安全確認→声かけ・説明→環境整備（防水シートを敷く、衝立を立てる、ポータブルトイレを適切な位置に置くなど）→立位をとり脱衣（失禁の確認）→ポータブルトイレへの移乗→排便・排尿→後始末→立位をとり着衣→利用者の清潔介助→元の場所に戻り、安楽な姿勢の確保→ポータブルトイレの後始末→ヘルパー自身の清潔動作
- （場合により）失禁・失敗への対応（汚れた衣服の処理、陰部・臀部の清潔介助）

1－1－1－3 おむつ交換

- 声かけ・説明→物品準備（湯・タオル・ティッシュペーパー等）→新しいおむつの準備→脱衣（おむつを開く→尿パットをとる）→陰部・臀部洗浄（皮膚の状態などの観察、パッティング、乾燥）→おむつの装着→おむつの具合の確認→着衣→汚れたおむつの後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作
- （場合により）おむつから漏れて汚れたリネン等の交換
- （必要に応じ）水分補給

1－1－2 食事介助

- 声かけ・説明（覚醒確認）→安全確認（誤飲兆候の観察）→ヘルパー自身の清潔動作→準備（利用者の手洗い、排泄、エプロン・タオル・おしごりなどの物品準備）→食事場所の環境整備→食事姿勢の確保（ベッド上の座位保持を含む）→配膳→メニュー・材料の説明→摂食介助（おかげをきざむ・つぶす、吹き口で水分を補給するなどを含む）→服薬介助→安楽な姿勢の確保→気分の確認→食べこぼしの処理→後始末（エプロン・タオルなどの後始末、下膳、残滓の処理、食器洗い）→ヘルパー自身の清潔動作

1－1－3 特段の専門的配慮をもって行う調理

- 嚥下困難者のための流動食等の調理

1－2 清拭・入浴、身体整容

1－2－1 清拭（全身清拭）

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオル・着替えなど）→声かけ・説明→顔・首の清拭→上半身脱衣→上半身の皮膚等の観察→上肢の清拭→胸・腹の清拭→背の清拭→上半身着衣→下肢脱衣→下肢の皮膚等の観察→下肢の清拭→陰部・臀部の清拭→下肢着衣→身体状況の点検・確認→水分補給→使用物品の後始末→汚れた衣服の処理→ヘルパー自身の清潔動作

1－2－2 部分浴

1－2－2－1 手浴及び足浴

- ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→脱衣→皮膚等の観察→手浴・足浴→身体を拭く・乾かす→着衣→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1－2－2－2 洗髪

○ヘルパー自身の身支度→物品準備（湯・タオルなど）→声かけ・説明→適切な体位の確保→洗髪→髪を拭く・乾かす→安楽な姿勢の確保→水分補給→身体状況の点検・確認→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1－2－3 全身浴

○安全確認（浴室での安全）→声かけ・説明→浴槽の清掃→湯はり→物品準備（タオル・着替えなど）→ヘルパー自身の身支度→排泄の確認→脱衣室の温度確認→脱衣→皮膚等の観察→浴室への移動→湯温の確認→入湯→洗体・すぎ→洗髪・すぎ→入湯→体を拭く→着衣→身体状況の点検・確認→髪の乾燥、整髪→浴室から居室への移動→水分補給→汚れた衣服の処理→浴槽の簡単な後始末→使用物品の後始末→ヘルパー自身の身支度、清潔動作

1－2－4 洗面等

○洗面所までの安全確認→声かけ・説明→洗面所への移動→座位確保→物品準備（歯ブラシ、歯磨き粉、ガーゼなど）→洗面用具準備→洗面（タオルで顔を拭く、歯磨き見守り・介助、うがい見守り・介助）→居室への移動（見守りを含む）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1－2－5 身体整容（日常的な行為としての身体整容）

○声かけ・説明→鏡台等への移動（見守りを含む）→座位確保→物品の準備→整容（手足の爪きり、耳そうじ、髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧）→使用物品の後始末→ヘルパー自身の清潔動作

1－2－6 更衣介助

○声かけ・説明→着替えの準備（寝間着・下着・外出着・靴下等）→上半身脱衣→上半身着衣→下半身脱衣→下半身着衣→靴下を脱がせる→靴下を履かせる→着替えた衣類を洗濯物置き場に運ぶ→スリッパや靴を履かせる

1－3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助

1－3－1 体位変換

○声かけ、説明→体位変換（仰臥位から側臥位、側臥位から仰臥位）→良肢位の確保（腰・肩をひく等）→安楽な姿勢の保持（座布団・パットなどあて物をする等）→確認（安楽なのか、めまいはないのかなど）

1－3－2 移乗・移動介助

1－3－2－1 移乗

○車いすの準備→声かけ・説明→ブレーキ・タイヤ等の確認→ベッドサイドで端座位の保持→立位→車いすに座らせる→座位の確保（後ろにひく、ずれを防ぐためあて物をするなど）→フットレストを下げて片方ずつ足を乗せる→気分の確認

○その他の補装具（歩行器、杖）の準備→声かけ・説明→移乗→気分の確認

1－3－2－2 移動

○安全移動のための通路の確保（廊下・居室内等）→声かけ・説明→移動（車いすを押す、歩行器に手をかける、手を引くなど）→気分の確認

1－3－3 通院・外出介助

- 声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続き
- （場合により）院内の移動等の介助

1－4 起床及び就寝介助

1－4－1 起床・就寝介助

- ##### 1－4－1－1 起床介助
- 声かけ・説明（覚醒確認）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッドサイドでの起きあがり→ベッドからの移動（両手を引いて介助）→気分の確認
 - （場合により）布団をたたみ押入に入れる

1－4－1－2 就寝介助

- 声かけ・説明→準備（シーツのしわをのばし食べかすやほこりをはらう、布団やベッド上のものを片づける等）→ベッドへの移動（両手を引いて介助）→ベッドサイドでの端座位の確保→ベッド上で仰臥位又は側臥位の確保→リネンの快適さの確認（掛け物を気温によって調整する等）→気分の確認
- （場合により）布団を敷く

1－5 服薬介助

- 水の準備→配剤された薬をテーブルの上に出し、確認（飲み忘れないようにする）→本人が薬を飲むのを手伝う→後かたづけ、確認

1－6 自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
- ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）
- 移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
- 車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- 認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより生活歴の喚起を促す。

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行なうことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行なうことが基本となる行為であるということができる。）

* 次のような行為は生活援助の内容に含まれないので留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等

サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。

2-0-1 健康チェック

利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備

換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供

2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除

- 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ゴミ出し
- 準備・後片づけ

2-2 洗濯

- 洗濯機または手洗いによる洗濯
- 洗濯物の乾燥（物干し）
- 洗濯物の取り入れと収納
- アイロンがけ

2-3 ベッドメイク

- 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修

- 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）
- 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）

2-5 一般的な調理、配下膳

- 配膳、後片づけのみ
- 一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り

- 日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）
- 薬の受け取り

【平成12年11月16日 老振第76号】 「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」

2 保険給付として不適切な事例への対応について

指定訪問介護事業者が、利用者宅への訪問時に、別紙に掲げる一般的には介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例のように、保険給付として適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合や、生活援助中心型を算定できない事例において生活援助中心型の訪問介護を求められた場合における、指定基準第9条の運用については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ① 訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が介護保険の給付対象となるサービスとしては適当でない旨を説明すること。その際、利用者が求めているサービスが保険給付の範囲として適切かどうかや、生活援助中心型の訪問介護の対象となるかどうかについて判断がつかない場合には、保険者（市町村）に確認を求める。

なお、担当の訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供責任者が対応すること。

- ② 利用者が、保険給付の範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡することとし、希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。

- ③ ①及び②の説明を行っても、利用者が保険給付の対象となるサービスとしては適当でないサービス提供を求めた場合には、指定訪問介護事業者は、求められた内容のサービス提供を行わずとも、指定基準第9条には抵触しないものと解する。

なお、これらの保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。

また、こうした事例への対応については、居宅サービス計画の策定期階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから指定居宅介護支援事業者にあっても、十分に留意して居宅サービス計画の作成に当たることが必要である。

(別紙)

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

①訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

②日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

【介護報酬に係るQ&A(平成15年4月版)】

(平成15年5月30日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

Q 4 「訪問介護の内容が単なる本人の安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護又は生活援助を行う場合には、訪問介護費は算定できない。」とされているが、その具体的な内容について

A 4 これは単なる本人の安否確認や健康チェックは訪問介護として算定できないことを規定しており、例えば、訪問介護事業所を併設した高齢者向け集合住宅における訪問介護の利用実態を想定している。

深夜帯等を含め24時間対応するいわゆる巡回型の訪問介護のサービス内容については、一般的には、身体介護を中心とした介護として訪問介護費（身体介護中心型）を算定できる。

Q 8 1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合の算定方法について

A 8 身体介護に引き続き生活援助を行うなど、1回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在する場合については、30分を1単位として、「身体介護」と「生活援助」を組み合わせて算定することとし、身体介護中心型に生活援助を加算する方式による。身体介護中心型と生活援助中心型に分けて、それぞれ算定することはできない。

例えば、身体介護50分に引き続き生活援助を30分行った場合は、1回の訪問介護の所要時間は $50 + 30 = 80$ 分であるため、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問介護を算定することとなる。そのうち身体介護の所要時間は50分であるため、所要時間30分以上1時間未満の身体介護に生活援助を加算することとなる。生活援助の加算については、「所要時間1時間以上1時間30分未満（訪問介護全体）－所要時間30分以上1時間未満（身体介護部分）」として30分×1となる。

なお、実際のサービスの提供は身体介護の後に引き続き生活援助を行う場合に限らない。1回の訪問介護の全体時間のうち身体介護に要する時間を合計して判断するため、例えば、生活援助の後に引き続き身体介護を行ってもよい。

Q 9 訪問介護の所要時間について

A 9 訪問介護の所要時間については、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけられた内容の訪問介護を行うのに要する標準的な時間とされており、利用者の心身の状況等を踏まえつつ設定する。

訪問介護の所要時間は実際に訪問介護サービスを行った時間に限るため、例えば、交通機関の都合その他訪問介護サービスの必要以外の事由によって利用者の居宅に滞在した場合には、その滞在の時間は訪問介護の所要時間に算入しない。なお、身体介護サービスまたは生活援助サービスを提供する際の事前準備等として居宅において行われるサービス準備・記録等（健康チェック、環境整備など）は訪問介護の所要時間に含まれる。

Q 1 1 「訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」とされているが、その具体的な内容について

A 1 1 今回の改正は、1日に複数回の短時間の訪問をすることにより、在宅介護のサービス提供体制を強化することを目的としており、在宅の要介護者等の生活パターンに合わせて訪問介護を行うものである。よって、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区分して行うことは適切でなく、訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とすると規定した。

利用者の事情により、短時間の間隔で複数回の訪問を行う場合は、それぞれの訪問介護の所要時間を合計して1回の訪問介護として算定できる。

なお、当該規定は通常の「身体介護中心型」や「生活援助中心型」に適用され、「通院等のための乗車又は降車の介助」に適用されない。

(例)

身体介護50分を行い、時間間隔30分の後に、生活援助50分を行う場合は、身体介護中心型(所要時間30分以上1時間未満)に生活援助(所要時間30分×2)を加算する方式により算定する(身体介護+生活援助 所要時間1時間30分以上2時間未満)。身体介護中心型(所要時間30分以上1時間未満)と生活援助中心型(所要時間30分以上1時間未満)に分けて、それぞれ算定することはできない。

Q 1 2 「訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」にいう「概ね」の具体的な内容について

A 1 2 「概ね」の具体的な内容は特に規定しておらず、利用者個々人の身体状況や生活実態等に応じて判断されたい。

Q 1 3 「訪問介護を1日に複数回算定する場合にあっては、算定する時間の間隔は概ね2時間以上とする。」とされているが、複数の事業者により提供する場合の取扱いについて

A 1 3 当該取扱いは同一事業者によるサービス提供に限られなく、複数の事業者によるサービス提供にも適用される。(なお、複数の事業者の場合、訪問介護費の分配は事業所相互の合議に委ねられる。)

Q 1 5 生活援助中心型を算定するに当たり、「居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であつて最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。」とされているが、その具体的な内容について

A 1 5 居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書第1表の「生活援助中心型の算定理由」欄に○を付す(「3. その他」に○を付す場合はその事情の内容について簡潔明瞭に記載する)とともに、居宅サービス計画書第2表の「援助目標(長期目標・短期目標)」、「長期目標」及び「短期目標」に付する)「期間」、「サービス内容」欄などについても明確に記載する必要がある。

こうした適切なアセスメント等が行われない場合、当該居宅サービス計画に係る生活援助中心型の訪問介護については、不適正な給付として返還を求めるものである。

居宅サービス計画書の具体的な記載要領については、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企29号)を参照すること。

事務連絡
平成19年12月20日

各都道府県介護保険主管課(室) 御中

厚生労働省老健局振興課

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについては、自立支援に資する必要なサービスが提供されるという介護保険の基本理念に基づき、従来より下記のとおりの取扱いとしてきたところであり、厚生労働省としては、全国会議等を通じて周知を図ってきたところであります。

介護保険制度においては、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき利用者に必要なサービスが提供されるべきであるところ、一部の市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する介護給付の支給の可否について決定しているとの情報が寄せられていることから、各都道府県におかれましては、管下の市町村に対して、訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスにおける「同居家族等」については、下記のとおりの取扱いである旨を改めて周知を徹底していただくとともに、介護サービス事業者、関係団体、利用者等に対しても幅広く情報提供していただきますようお願いいたします。

記

- 1 訪問介護サービスのうち、「生活援助」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)において、「単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して行われるものとしており、さらに、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年老企第36号)において、「障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同

様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」に行われることとしている。

この趣旨は、同様のやむを得ない事情とは、障害、疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものである。したがって、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。

- 2 介護予防訪問介護サービスについては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)において、「利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと」としているが、上記1と同様に、市町村においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に予防給付の支給の可否を機械的に判断するのではなく、個々の利用者の状況に応じて、適切に判断されたい。

5. 「宮古島市介護保険生活援助サービス給付費算定に係る基準を定める 要綱」

□本資料とその内容については、宮古島市の要綱としても
整備してあります。以下の通りですので、ご参考下さい。

宮古島市介護保険生活援助サービス給付費算定に係る基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市における介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)上の要支援及び要介護認定者が、法に定める訪問介護のうち、平成12年老企第36号に区分される生活援助中心型サービス(以下「対象サービス」という。)を利用し、かつ法に示す保険給付を受けようとする場合、具体的な基準を設けることで、適正かつ円滑なサービス実施がされることを目的とし、定めるものである。

(基準の使用範囲)

第2条 法に示す居宅介護支援事業所及び介護予防居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員が、適切なアセスメントの結果、対象サービスを位置づけたプランを作成し、かつ対象サービス費について保険給付を請求しようとする場合に、この基準を使用するものとする。

(基準の内容と決定)

第3条 基準の使用範囲内である場合、その内容が示される「算定確認フローチャート」に従って、算定が可であるか不可であるかを、介護支援専門員が個別に判断し、利用の決定を行うものとする。

(書類の整備について)

第4条 対象サービスを利用し、保険給付を請求することが決定された場合、介護支援専門員は「生活援助算定フローチャート」上に示す「生活援助算定確認シート」への記載を行い、常に整備しておくものとする。

2 アセスメント見直しに伴い、対象サービスに係る変更が行われる場合、その都度前条に示される判断と決定を行い、その変更内容を反映した「生活援助算定シート」を新たに整備するものとする。

(基準の介護保険法上における適用)

第5条 「生活援助算定シート」は、居宅介護支援事業運営基準第13条6

号に示されるアセスメントに係る資料とし、平成11年老企第29号の規定を適用するものとする。

(基準の違反など)

第6条 第4条に示される「生活援助算定シート」の虚偽や不備等がある場合、当該居宅介護支援計画に係る居宅介護支援事業費について、運営基準減算もしくは返戻等の処置を行うものとする。

2 第1項に該当する居宅介護支援計画に位置づけられた訪問介護に係る訪問介護費についても、算定できない。もしくは返戻等の処置を行うものとする。

(基準の変更について)

第7条 基準の具体的な内容となる「生活援助算定フローチャート」については、宮古島市介護長寿課と宮古島市ケアマネ連絡会とで、その妥当性について継続的に協働で勘案し、状況や必要性に応じて隨時変更を行うものとする。

附 則

1 この要綱は平成21年1月1日から施行する。